

会 議 記 録

会議名称	杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会 第一部会(平成27年度第1回)
日 時	平成27年8月19日(水) 午前9時58分～午前11時34分
場 所	中棟4階 第1委員会室
委員出席者	遠藤雅晴、大澤俊、高橋博、福川康、小林三郎、清水汎、鹿野修二、明石文子(以上敬称略)
幹事出席者	井上純良、武田護、笠真由美
委員欠席者	藤枝宏友、山田滉、松見光(以上敬称略)
会議次第	1 あいさつ 2 第一部会員の紹介 3 議題 (1) 今後の検討の進め方 (2) 震災時における要配慮者の搬送に関する支援について (3) その他
資 料	○災害時要配慮者対策連絡協議会 第一部会・第二部会員名簿 資料1 平成27年度 杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会 検討日程 資料2 安否確認の具体的な流れ(平日、日中発災想定) 発災後72時間まで 資料3 震災救援所及び福祉救援所備蓄品リスト 参考資料 緊急医療救護所について(チラシ)

1. あいさつ

座長	<p>おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから、杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会第一部会を開催したいと思います。</p> <p>今年の夏は猛暑日が東京で8日間、35度以上の日が続いたということで、けさの新聞を見ていましたら、7月の救急車の搬送が最高記録だということが出ておりました。</p> <p>災害時要配慮者対策連絡協議会では、皆さんから様々なご意見や、ご要望などを率直に出していただいて、要配慮者対策についていろいろ議論しております。最悪の事態、条件を予想して、様々な対策を整備しなければならないということがよく言われておりましたが、この猛暑日が続いているような中で大震災が起きて、体育館に、震災救援所に避難してというような状況で、できる限り減災というようなことも頭に置きながら、災害時要配慮者の皆さんに対応していくには、搬送ということも非常に重要ですし、様々な課題があるだろうと思います。大震災、首都圏に直下型の大震災が必ず来るということは覚悟しなくてははいけない。大震災は真夏の猛暑日に来るかもしれないし、真冬の極寒の中で来るかもしれないということで、様々な条件を想定しながら、できる限り具体的な、そして、今後の対策に役立つような、我々知恵を出し合っていければなと思っています。</p> <p>阪神淡路大震災後、様々なことが研究者の間で言われましたが、そのときに、ある災害学者の方が7:2:1の原則ということを言われました。様々な批判もあったんですけども、自助と共助と公助の割合が阪神淡路のときは7:2:1であったと。実際に助かった人のうち公助、つまり役所の人や救急車や警察が助けてくれた人はほぼ1割だったと。あとの9割の方は、自分であるいは家族であるいは隣近所の人がお互いに助け合って、命を救われたという。その7:2:1という、そういう原則があるということが、当時言われておりました。</p> <p>この要配慮者の問題をいろいろと検討している中で、昨年11月に長野県北部の白馬村で地震が起きたときに、奇跡的と言われた、死者なしというような状況がありました。非常に小さい村、町といった共同体の単位ですけども、お互いに助け合って、あの家にはこういう困難な人がいるという情報を共同体の人たちが共有していて、すぐ助けに行き、助かった人が何人もいたと。</p> <p>杉並区はご存じのように町会連合会が非常に組織的に発展していて、非常に力を持っていますから、その町会の中にあるいろんな小さな班の単位、あるいは班の中でも、いわゆる向こう三軒両隣ぐらいの非常に小さな範囲であれば、白馬村でできたようなことも、必ずしもできないことはないのではないかと。向こう三軒両隣で、こういう困っている人がいる、あるいは要配慮者に当たるような人がいるという情報がある程度あれば、発生時の状況にもよりますが、いろんなことがこの共同体の小さなコミュニティの中では、助け合いや支え合いができるんじゃないかと思っています。搬送ということも、いろいろ難しい課題はあると思いますが、ある程度はそういうところで可能になってくるのではないかと思います。</p> <p>本日は皆さんから、もう忌憚のないご意見を出していただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。</p>
----	---

2. 第一部会員の紹介

座長	第一部会のメンバーの交代がありましたので、本日も出席の方で、新しい方を事務局からご紹介いただけますか。
事務局	それでは、ご紹介をさせていただきます。 本日から部会のほうに参加して下さっています新しい委員の方ですが、防災市民組織から、恐れ入りますがご挨拶をお願いします。
委員	防災市民組織防災組織連絡協議会から来ました。よろしくお願いします。
事務局	もうお一方ですが、天沼小震災救援所運営連絡会からでございます。よろしくお願いします。
委員	よろしくお願いします。
座長	どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、本日の次第に沿って、検討、議論を進めて参ります。 事務局のほうから説明をよろしくお願いいたします。

3. 議題

事務局	日ごろから杉並区の要配慮者事業にご協力いただきまして、ありがとうございます。本日は皆様方のご意見を参考にしながら進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは、私から資料の確認を含めて、ご説明をさせていただきます。 まず、お手元、事前にご配付をさせていただいた資料のほうから確認をさせていただければと思います。
委員	始める前に「災害時要援護者」から「災害時要配慮者」に変わった経緯について説明をいただけますか。
事務局	「要配慮者」の単語の定義といえますか、それについてご説明をさせていただきます。もともと「災害時要援護者」と言っていたものですが、法に定めのない単語でございました。こちらのほう、法に根拠を持たせようということで、平成25年6月に災害対策基本法が改正されまして公布されました。それに伴い今まで「要援護者」という単語を用いていたものを「要配慮者」と定義づけを行いました。概念でいきますと、要援護者というのは、災害時に援護が必要な方々という認識で以前は使用していましたが、要配慮者という方々は、加えて、あくまで概念なのですが、外国人の方ですとか、それからおなかの大きな妊婦さん、それから乳児、幼児、こういった、いわゆる、より支援が必要だろうという方々も含めて「要配慮者」というカテゴリーに区分をしたものでございます。 こちらのほう、平成26年4月にこの改正法が施行されまして、この「要配

<p>座長</p> <p>事務局</p>	<p>慮者」という単語を用いて、法で改正されたもう一つの大きなポイントが、この要配慮者の中でも、実際に避難支援が必要であるという方々の名簿を各自治体において整備しなければならないということになりました。こちらの名簿のことを「避難行動要支援者名簿」、いわゆる実際支援が必要な方々を、避難行動要支援者という位置づけにしまして、法律に根拠を持たせた名簿を作成して、自治体のほうで管理をし、実際、必要に応じてそれを公開した上で支援に役立てなさいというような流れになっております。この避難行動要支援者名簿、誰をここの名簿に記載するのかというものは、各自治体で別途定めます地域防災計画、こちらのほうに記載した上で、各自治体で運用を行うというような流れになっております。</p> <p>杉並区におきましては、「要援護者」と言われていた時代から、「災害時要援護者原簿」という、この方々が要援護者に当たりますという名簿をつくっておりました。この名簿は、要介護状態にある方ですとか各種障害の手帳をお持ちの方の情報を、杉並区の個人情報審議会の審議を経た上で整備し、約2万5,000名の方々が載っている名簿を作成しました。こちらのほうについては、本人の同意をとっていない名簿になりますので、原則公開はできません。そのためこちらの名簿の対象者に、今度は事業として展開しておりますたすけあいネットワークに登録していただいて、登録していただくときに私の情報は平常時から関係機関に提供していいですよということの確認をとった上で、もう一つのたすけあいネットワーク登録者の名簿に登載するという、この2段階の形で進めてきております。</p> <p>災害対策基本法が施行されましたので、まず杉並区においては、避難行動要支援者名簿はどれに当たるかということで検討したところ、この2万5,000名の原簿、これに掲載されている方々については全て避難行動要支援者として扱うとしました。さらにその中から、本人の同意をとって、外部に個人情報の提供をよしとするという方々については、皆様方ご協力いただいています震災救援所ですとか警察、消防にその名簿を配付して、平常時からの支援、救援所における支援に役立てていこうという形で、現在は運用しているところでございます。</p> <p>地域防災計画におきましては、26年度の改正に以上のような経緯を全て盛り込みまして、3月の防災会議のほうでご承認いただきまして、27年度より運用を開始しているというものでございます。</p> <p>いろいろ、ルールの説明はありましたが、私の理解では、この防災対策というのは、国の施策よりも個別の自治体の対応のほうが進んでいる面があったと思うのですね。特に、杉並区の場合は、皆さん方のようないろんな団体からのご意見を踏まえながら進めてきた。ここで法律改正があり、法律上の用語をもとに整理したということで、「要配慮者」というのは法律上もこの用語は明記されているわけですよ。そういうことで、法律改正に伴う用語を整理したという理解でございます。</p> <p>それでは、先ほど資料について確認がありましたけれども、今年度第1回目ですので、27年度どういう内容の検討を予定しているか、検討日程という資料がありますのでスケジュールを確認してもらえますか。</p> <p>それでは、資料1をごらんいただければと思います。「平成27年度 杉並</p>
----------------------	--

<p>座長</p>	<p>区災害時要配慮者対策連絡協議会 検討日程」というものですが、こちら、第一部会では、この資料の上段、大きな二つのくりの中のまず一つ目としまして、「災害時要配慮者に対する搬送の実施態勢」、もう一点としまして、昨年度来ご検討いただいております「災害時要配慮者に対する避難生活支援」、こちらを引き続き検討していきたいと考えております。</p> <p>本日のテーマになっております要配慮者に対する搬送の実施態勢ですけれども、具体的な内容としまして中段に書いてありますように「搬送が必要になる方への支援」ということで、4点記載されておりますので、こういったことを中心に本日ご意見をいただければと思っております。</p> <p>はい。今年度は大体2回ぐらい開催する予定で、今回は搬送ですね、要配慮者の搬送について、様々なご意見をこの部会で出していただければと思っております。この確認も含めて、震災時における要配慮者の搬送に関する支援の流れが、どのように、どういう体制で支援というのが想定されているのかをこの資料に基づいて、簡単に説明していただけますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>資料2をごらんいただければと思いますが、まず想定される搬送の流れですが、一般的に震災救援所における安否確認を中心に考えますと、皆様に日々訓練いただいている内容でいきますと、安否確認に際しては、まず安否確認をする班、それから実際その安否確認をした後に、搬送が必要な場合に救助、搬送を行う班という、2班体制で行っていただいている救援所が多いと考えております。</p> <p>その際に、安否確認に行った要配慮者のお宅で、自宅から救援所に搬送が必要となる場合についてということでもまず1点、もう一点想定されるのが、例えば救援所に避難をしてこられた方が、その先、実際、福祉救援所に行くという場合ですとか、それからあと、この福祉救援所に行く前に、実は第二次救援所という救援所もありますのですけれども、こちらのほうに移動・搬送される場合ということもありますので、今度は救援所から表に出ていく場合ということがあるかと思っております。こちらのほう、もちろん自宅に戻られるということもあろうかと思っておりますが、救援所に来られる場合でもまず1点、救援所から出られる場合でもう一点というような、この2点についての搬送の形態といいますか、手法等について、いろいろやり方ですとか取り組みがあろうかと思っておりますので、その辺についてご意見をいただければと思っております。</p>
<p>座長</p>	<p>概略の説明がありましたけれども、実際に、資料2のようにきれいな形で整理されていますが、個々の震災救援所なりでの搬送作業というのは、なかなか紙に書かれたようにはスムーズに進まないというか、それぞれ個別の事情があったりして、簡単にはいかないと思っております。</p> <p>杉並区も広いですから、天沼と高円寺と堀ノ内のあたりでは、もう、全然まちの成り立ちが違うので、いろんな社会資源というか、学校、病院、あるいはいろんな施設、その立地条件などもそれぞれ違うわけですから、なかなか、これだというルールに沿って想定どおりに物事が進むとはなかなか思えない。実際に毎年、震災救援所でいろんな訓練をやりなが</p>

	<p>ら、搬送を現実にやるとすればこういう課題があるのではないか、こういう問題があつてここを何とかしてくれないとなかなか搬送もできないよですとか、あるいは搬送については、震災救護所の中の組織として、こういう何か特別な対応が必要なんじゃないかとか、そういういろいろな観点に立ってご意見をいただければと思うのですが。</p> <p>では実際に震災救護所で搬送の訓練をおやりになったという馬橋小の立場からいかがでしょうか。この搬送という課題について、何かご意見、例えば、連絡体制であるとか医療機関、福祉施設、遠方の施設等の関係であるとか。馬橋小学校は、比較的、病院も河北病院があつたりと医療機関もあるのかもしれませんが、学校も防災公園ということで整備しましたから、馬橋公園はね。だから、それなりに施設的な面はきちんと整備されているのかなと思いますけども。支援関係者の連絡体制、あるいは協力者やボランティアの協力体制、こういうことも含めて、実際に経験された立場から何かご意見があればお願いします。</p>
委員	<p>そんなに具体的に詳しく何回もやっているわけじゃございませんので、今回2回目になるんですけれども。ただ、今考えているのは、例えば二次救護所などに搬送するときに、二次救護所での受入体制がどうなっているのかすでに整備されているのでしょうか。それをお伺いしたいんですけど。</p>
防災課長	<p>それでは、防災課長から答えさせていただきます。二次救護所というのが、区内に七つの地域区民センター、ここが二次救護所になっています。</p>
委員	<p>区民センターですよ。はい。</p>
防災課長	<p>この資料2に書いていますように、各救援隊本隊という、区の職員がいることになってはいますけれども、ただ、そこに保健師さんとか専門知識を持った職員がいるかという、いないというのが現状でございます。</p>
委員	<p>そうすると、搬送するに当たっては、それがないと、私たちも結構——うちの場合はセンオンになるのでしょうかね、あそこまで大変な中で行って、受け入れができなかったとなると困るので、事前に、これから搬送して受入態勢がオーケーというのがないと、まず行けませんよね。</p>
防災課長	<p>基本的には、場所的には、区民センターで和室がありますから、そこでという話になるのですが。あと、各集会室もありますけれども、人的なフォローをできるような体制にはなっていないということでございますね。職員はいるのだけでも、専門知識を持った職員はいない。結局、区役所の職員も充て職というか、その職場でただ救援隊、例えばですが、高円寺なら高円寺にどここの職場の職員は行きなさいよと、指名しているというだけでございます。今現在はそうです。</p>
委員	<p>そうですか。例えば区民集会所、高円寺なんかにはありますよね。ああいうところは対象にはならないのでしょうかね。</p>

防災課長	ええ。今現在、区民集会所は、二次救援所に含めてございません。
委員	なっていないですよ。だから、結構遠いところまで行って、連れていったけれども、あるいは連れて行ってよいかどうかもわからない状態で、こういうのがあるとと言われても、不安ですし、皆さんに説明のしようがないし、例えばそこにボランティアさんが来て、ボランティアさんをお願いして、搬送するわけですよ。そうすると、その辺がちゃんと受け入れのあれができていないと、こちらもどうしていいかわからないというのを、聞かれたら答えようがないので、その辺をちょっと検討していただかないと、と思いますけれども。
防災課長	それは大きな課題だと思っていますので、今後検討していかなければいけないものだと思います。
保健福祉部管理課長	ちょっといいですか。元が防災課だったのであれなんですけども、一応、二次救援所につきましては、一応開設した後に各救援所に通知することになっています。ですから、最初から二次救援所があいているという状態ではないので。要は、職員が集まって、震災救援所のほうとかもそれぞれ行くことになっているのですけども、受入態勢が整ったという段階で、二次救援所の開設をもって搬送という形にはなるのですけれども、ただ、今、先ほど防災課長が申し上げたとおり、専門の職員はいませんので、そういう部分でいくと、例えば障害者の状況に応じた対応とか、そういったことができるかという、なかなかそれができないということもあわせて、福祉救援所というものを、当初は入所系だったのですけど、通所系の障害者の施設を福祉救援所にしているというのは、やはりそういった専門知識のあるところが必要だろうというところで、今そちらのほうを増やしているというような状況ですので、今は、そういう部分でいくと、過渡期というような状況にあるのかなというところでございます。
委員	じゃあ、連絡待ちというか、そういう形になりますね。
保健福祉部管理課長	そうですね。開設ということになれば、それは連絡が各救援所のほうに行くことにはいるのですけれども、それは福祉救援所もそうなんですけれども、福祉救援所のほうで受入態勢がオーケーということになれば、それもそちらのほうに連絡することには、計画上はなっております。
委員	そこに何人ぐらいだったらオーケーですよみたいなことを、そこでやりとりするわけですよ。
保健福祉部管理課長	そうですね。協定を結んでいますので、その範囲の中でということになりますけども。
委員	発災したら、みんな震災救援所に避難されてきますよね、安否確認をして。それで、体育館なんかには多分皆さんがわっと集まってきたときに、何が大変かといいますと、そこにみんな一緒になるわけで、そこに要介護の

<p>防災課長</p>	<p>人も、それから乳幼児、みんな一緒になるということで、そこを何かうまく、ごった返ししないように、少し分けられないかなと。そういう意味で、前、近くに児童館があるから、それはいかがですかというふうに提案させていただいたんですけど、検討していただけたんでしょうか。</p> <p>障害の程度によっても、外的に見る場合と、内的な障害とか、いろんな障害の種類が結構ありますので、全て網羅するのはかなり難しいのかなと思います。普段健常者であっても、小さなお子さん、赤ん坊がいたりとか、高齢者の方がいらっしゃったりとか、やっぱり一緒の集団の避難生活ができるかという、なかなか難しい方もいらっしゃると思います。それを個別、100人を100通りの体制ができるかという、現実的には難しいのかなと思っております。</p> <p>ただ、これは阪神淡路を見ても、3.11を見ても、避難生活の考えなければいけない問題だと思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>そうですね。最近特に、我慢ができない人が多くて、例えばラジオ体操も朝うるさいとか、あるいは学校の運動会でもうるさいという人たちが、結構そういう話を聞きますので、そういう人たちがわあっと集まってきたときに、子供の声がうるさいだとか、あるいは、自分で全く寝たきりになるので、トイレもそこでしなきゃいけないとなったときに、何か想像すると、その辺はうまく分散できればいいかなということで、児童館を利用できないかなというふうに提案させていただいたんですけど、その辺が結構課題かなと思っております。</p>
<p>保健福祉部管理課長</p>	<p>その辺で申し上げますと、基本的には、学校内でどこか特定の教室を、ここは乳幼児利用ですとか、障害者の方用とかという形で取り組んでいる学校というのはございます。ですから、やはり人手の関係もありますので、余りいろんなところに分散してしまうと、スタッフ体制ということもあるので、現状で申し上げますと、震災救援所を中心ということになりますので、学校内でどういう形で、どういう教室を使うかというところ、ただ、この部分につきましても、学校の協力の状況によって、全ての学校の教室が使えるところもありますし、何階以上はだめとか、ここはだめとかというところもあるので、それはちょっと学校との関係というの中にはございます。大体多いのは、保健室関係を中心に、乳幼児系の人たちはそちらのほうの部屋を中心に使うというところの取り組みをやっている学校が多いかなと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>うん。でも、実際、負傷した方々の対応は、やっぱり保健室にならざるを得ないという話なんかもしているんですけども、そうすると、本当に教室の割り当てというか、学校の校長先生のお考えもありますし。前は上から使ってくださいと言われたんですけど、上に年寄りとかそういう人たちを、上からというのはちょっときついねという話もしていますし。だからといって、そういう教室は余っていないし。どうしたらいいかなというふうに考えていますけど。</p>

委員	<p>何年か前から言っているのですが、二次救援所の位置づけが区のほうで確定していないのだと思うのですよね。3.11のときも、何カ所か二次救援所に、課長とか部長あたりが多分地域センターに配置されたと思うのですが、二次救援所は、場所は貸すけども人は全然当てにしないでくれというふうに言われているのですよね。ですから、ある程度バリアフリー化されているスペースを貸し出すだけですよというふうに前は言われていて、今どうなっているのか、多分今も同じような状態ではないか。二次救援所をつくったときに、立ち上げて多分職員が二、三人いるぐらいで。だから、要配慮者どころか、普通の人が行っても対応できるかどうかという、いわば震災救援所の連絡機関、連絡体制の場所ぐらいであって……</p> <p>障害者のほうでは、たらい回しは嫌だから、二次救援所じゃなくて、もう、すぐ、最初から福祉救援所に行かせてくれというか、自分の行く場所とか、もう前もって決めておいて、そうしたほうがわかりやすいかなと思うのだけど。まだその辺が、区のほうで二次救援所をどういうふうに活用するのかというふうなものが、地域センターですね、二次救援所、地域センターをどういうふうに活用していくのかというのが、七つの地域拠点でありながら、その地域センターをどう活用するのが全然、震災救援所でだめな人が来ていいですよみたいな感じだけど、でも、人はいませんよ、場所を提供するだけですよ。介護者が必要な人は自分で連れてきてくださいというふうな話になっていると思うので。そこら辺を、まず、区がはっきり決めないとだめかなと。</p> <p>私なんかは、二次救援所なんて、曖昧だから、むしろ地域ボランティアの集まる場所とか、あるいは逆に、荷物、物資の集配というか、流通センターみたいな形で活用したほうが、地域センターはもっと有効に活用できるかなと思うのですけども。まだ、区のほうで、二次救援所、地域センターをどう活用するのかというのは出していないですよ。</p>
座長	<p>今のことに関して説明していただけますか。</p>
防災課長	<p>委員がおっしゃるとおりで、過去何年かの議論そのまま、とまっただままでございます。ただ、一つ言えるのは、ある程度障害のある方でも、避難した場合に、環境が変わると逆に悪化してしまうということもいろいろ言われてきていますので、実際は、かかりつけのお医者さん、または通所施設なりをご利用なさっていただくのが本当は一番いいのかなと思っています。二次救援所というのは、やはり震災救援所で対応できない方、主に高齢者の方とか障害の方を対象にして、こういった施設で受入施設として確保していますけれども、さっき言ったように、繰り返しになりますけども、人的に（余裕が）ないということでございます。また、新たな問題が3.11から出てきて、一時滞在施設というのが、区では今のところ2カ所ぐらいしか指定していないわけですが、区立施設も指定していないので、その絡みを含めて、ちゃんと、区としては考えていかなきゃいけないということがございます。</p>
座長	<p>いろいろ課題が見えてきたというか提起されていますけど、ほかの方からもどうでしょうか。この搬送ということで、この資料2の図を見ると、い</p>

	<p>ろいろ倒壊家屋からの救助、負傷者の搬送は救助班へ引き継ぐというような、大きな丸の吹き出しがあつて、救助班というのが搬送を担うんだと、要するに震災救援所の組織体制の中には、救助班がいなくちゃだめですよと。救助班がいないと搬送できませんよということなのですけど。</p> <p>皆さん、実際に現場で訓練などをやられて、救助班というのは、役割を担う方はもう決まっているのですか。</p>
委員	<p>多分ほかの震災救援所も決まっていますよね、庶務情報だとか、いろいろ。その中の救護支援部の人を中心になるかと思います。</p>
座長	<p>なるほど。ほかの震災救援所のほうで、関連の、搬送そのものではなくても、搬送というようなテーマで、何かこう、皆さんから意見が出ているとか、そういうことがあれば、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>この第二部会では、民間企業との連携云々というのは前から出ているのですよね。第一部会には、民間企業の連携ということは全然話には出ていないのですよね。もし災害があつたとき、やっぱり民間企業を使わないと、搬送するとしても大変だと思うのですが、その点についてはどうなのでしょうかね。</p>
事務局	<p>実は、昨日、第二部会でその点をちょっと議論していたのですけれども、今、民間事業者との連携の中で、テーマで挙がっていますが、いわゆる情報のやりとり、特に安否確認を行う後の情報のやりとりということで、震災救援所の皆さんにも安否確認をお願いしているところなんですけど、民間事業者としても、当然例えば通所の利用者につきましては、自分の事業所を利用している人たちの状態というのを確認するというのがその事業所としてやりますので、それぞれが自分たちが抱えている方々の情報、安否を確認したものを、効率よくそれぞれが持つにはどういうふうにしたらいいかということで、今やっております。</p> <p>ですので、事業所がその搬送するということまでは、実はまだ議論としては入っておりませんので、そこで、区としてどういうふうな情報のやりとりを、まず道筋をつけた上で、どういう議論になっていくかというのが今後の課題かと考えています。</p>
座長	<p>委員がおっしゃったのは、民間企業、民間事業者ということでよろしいですか。</p>
委員	<p>企業、会社。</p>
座長	<p>民間事業者。どういうシチュエーションというか、そういう中で、民間事業者の協力がないと、搬送も十分できないのじゃないかというふうにお考えになったのは、どういうシチュエーションというか、状況を想定しているのでしょうか。</p>
委員	<p>ある程度、民間でも、大手の企業であればそれなりの人員が集まるし、</p>

座長	<p>年齢的にも若い人がたくさんいると思うんですよね。我々小学校の救援体制というのはある程度年配の方が非常に多いので、これ、運搬云々となると、人的に大変だと思うのですよね。そうすると、民間企業からそういう若い人たちに来ていただくと、非常に助かるなと思っています。</p> <p>なるほど。そうすると、避難支援協力者とかボランティア、あるいはボランティアになってくれるような、そういった人材というか、そういった協力関係、それを、民間の杉並区にある大手の企業などにも……</p>
委員	<p>ええ。地元の救援所の近くの大きな企業と連携を深めておけば、いざというときに役に立つんじゃないかと思っています。</p>
座長	<p>確かに杉並区内にも、まあ、大きな工場みたいなはありませんけれども、結構いろんな企業がありますので、企業も社会市民ですからね、市民の一人というそういう認識に立てば、それぞれの震災救援所の近くにある企業と、そういういろんな意味で協力関係を密にしてもいいのかなと。特に、搬送体制のときには、今、委員がおっしゃったように、震災救援所の組織を担っている人たちは比較的高齢で、なかなか、自分のほうが助けてもらいたいと、そういう人も、これは冗談ですけども、そういう方もたくさんいらっしゃいますから、むしろやっぱり周辺の地域のそういったいろんな手を、協力を仰ぎながら、連携しながらやるというほうが確かに実際的かなというふうに思いますけれども。</p>
委員	<p>私たちの救援所の近くには、私立の中央大学附属高校があるのですね。その学校がすごく協力的なので、これからもう少し、協定ではないですけどお話し合いをして、先生方がすごく協力してくださるというお話をいただいていますので、その生徒さんたちを使って、今おっしゃったように、いろいろ、役員をやっている方は、我々を含んで年寄りの方が多いわけですから、そういう若い力を利用させていただこうと考えております。</p>
座長	<p>なるほど。それはすごくいいことだと思います。</p> <p>私も富士見丘中学校という公立の中学校の学校運営協議会の委員をやっております。子供たちのいろんな教育以外に、防災教育というか福祉教育も含めてなんですけども、やはり地域とのつながりの中で、中学生であっても、防災に対する潜在的な能力は非常に高いですから、13歳、14歳、15歳ぐらいでも、十分、組織的に連携できれば、チームとして活躍できれば、人を助ける、あるいは搬送なども可能じゃないかなというふうに思います。中学校にはたしかレスキュー隊みたいなのがあるのですよね、そういったところもうまく活用できればなというふうに。地元の中学校なりとうまく連携できればというふうに。もちろん地元の都立校、あるいは私立の学校などとも連携できれば、それはそれで十分力になると思います。</p>
委員	<p>上井草に早稲田のラグビー部があるんです。町会、これは震災救援所じゃないのですけど、近隣の町会が——委員のところもそうですか。</p>

委員	そうです。
委員	<p>一緒にこう、震災時にはやろうよという話の協定を結んだんです。最近ですけどね。私は、どっちかいうと、民生委員の立場ということで、救援支援部のやろうとしている、ここの吹き出しに書いてある役割というのは大体わかるんですけども、民生委員はどっちかというところでは女性が多いんですよ。だから、救援に回れるかどうかというところは、その下にありません、やっぱり避難してきた方の中の志願者を募って、その辺をやらないと、この資料2の流れは、発災後72時間という、72時間といっても3日間ですから、それをもう少し分けないと、最初に何をやるかということを書いておかないと、外からのボランティアなんてすぐには来れませんので、当然の話として。まず、本当に安否確認と救援の仕方というのは、3日間といったら、もうちょっと状況が動いてきている状況じゃないかと思うのですよね。最初に何をやるかというのは、3日間でみんなやりなさいといったら、どこからやっていこうかという話になりますけども。その辺は考えたほうがいいんじゃないかなという気がここでもしましたけどね。</p> <p>もう一つわからないのは、「救援部」というのが震災救援所の外にありますけど、これは区の組織ですか。「各救援隊本隊」と書いてあることは、これは区のほうですか。</p>
防災課長	そうです。
委員	<p>なかなか、その辺は、区の方というのは、発災した状況がどういう状況であるかというのはわかりませんが、すぐ期待できないというか、やっぱりさっき座長が言われたとおり、7:2:1の割合で、自助の部分というのは大きいと思うのですよね。だから、震災救援所の最初の役割って、まず、ここへ行くとは思いますが、皆さん。組織ができると思うのですよ。ここで何をやるかというのはもうちょっと具体的に書いたほうがいいんじゃないかなという感じがしました。以上です。</p>
座長	<p>確かに資料2の絵柄は、頭の中で整理しやすいように、何というか、非常に簡単な図解を示しているだけで、発災72時間の時間の経過に沿った震災救援所の行動指針というか、そういうマニュアルというか、そういうのはもう少し詳しくあるんだろうと思うのですね。それをつくらなきゃいけないんじゃないかなと。なければ、やはりつくらなきゃいけないんじゃないかと思えます。72時間、3日間ですからね。3日間が、これ、絵柄で1枚になっていますので、これを見て、じゃあ、具体的にこうしよう、ああしようといっても、なかなか限界があるのだらうと思えます。</p> <p>ちょっと、皆さんからいろいろご意見を出してもらって参考に、資料3を、これは備蓄品の一覧なんですけど、搬送するのに役に立つかなと思われるのが、この備蓄品の中で、もう震災救援所で訓練されている方はもちろんお使いになっている、あるいは確認されていると思うんですけども。例えば、「救援所運営」のNo.5の「リヤカー」ですね、これが4台あるということになっています、備蓄品の一覧で見ますと。まあ、常に人を搬送するとは限りませんが、とにかく震災救援所には1カ所当たり4台のリヤカ</p>

	<p>一があると。それから、工具とか救助関係、真ん中のところなのですが、45番のところには「担架」。それから、「万能担架」、「レスキューキャリアマット」、「おんぶ紐」、「車いす」などが、搬送用の道具として、これが備蓄されているというような状況です。</p> <p>ちょっと余談になりますが、私は江東区の超高層マンションに住んでいましてね。で、うちのマンションは非常に防災の対応に熱心にずっとやってきているのですが、マンションで電気が使えなくなったときに、じゃあ、上の階の人をどうやって避難というか運ぶかというときに、超高層マンションの非常階段をおんぶ紐でおんぶしてというのは、これ、不可能なんですね。ですから、階段用の、専用の、運ぶための車椅子のようなものがありまして、それに乗せて、上から一人ずつおろしていくというようなことで、自分たちのマンションの管理組合では、それを、結構高額だったんですけども購入しまして、それを常備していると。それは、寝たまま、上の30階ぐらいから寝たまま非常階段をおろしてこれると。要するに寝たきりの人でも、担架のような道具を使えば非常階段でおろせるというような、それをマンションの管理組合で購入して、それがあつたよということでPRして、いざというときにはそれが使えますということでやっていますけれども。</p> <p>杉並区内にもそういうマンションにお住まいの方はたくさんいますから、それなりに管理組合では熱心にそういった防災用品も対応しているとは思いますが、震災救援所には、これだけのご紹介したようなものがあるということで、それを搬送に使えるという、こういうのも参考にしながら、皆さんのご意見をいただければと思うのですけれども。</p>
保健福祉部管理課長	<p>これがレスキューキャリアマットです。これが、乗っけて、引っ張っていくやつです。</p>
座長	<p>ああ、そうか。レスキューキャリアマットというのだそうです。これが5組ありますね。これを引っ張るといふ。</p>
委員	<p>はい。私は下井草のほうから来ているんですけども、土地柄、碁盤の目のようにきちっと整備された住宅街で、いざ地震があつても、避難するよかも、自分の家にいるとか、道路に出ても十分まだ余裕がありますので、余り心配はしていないのですけれども。いざ起きれば、それなりの行動はしなきゃいけないと思っているのですけれども。うちのほうとしては、学校が救援所になっていますよね。小学校は桃井第五小学校なのですけれども、そこに集まると。</p> <p>それと、震災はいつどんなときに起きるかわからないので、例えばこういう役職を決めても、その人たちが外出したり、旅行に行ったりしたら、決めた体制がなかなかうまく機能していかないということがあるのではないかと思うんですよね。それで、まず学校に集まって、避難してきた人たちの中から分担を決めて、行動に移るといふことになるかと思うのですよね。近所に中瀬中学という中学校がありますし、中瀬の生徒が（中学生レスキューとして）桃五に応援に来るといふことになっておりますので、そういう人たちを含めて、今何が必要か、どういうことをしたらいい</p>

<p>座長</p>	<p>かということを決めて、迎えに行くとか、確認に行くとか、手分けしていかなければ行動に移せないのじゃないかというふうに思います。</p> <p>それから、夜だとか、さっきお話がありましたように、冬だとか夏だとか雨だとか、いろいろあるし、それから、避難してくる人も、高齢者であったり、病気であったり、男女の関係もあるし、それから妊婦だとか、いろんな人たちがいるわけですよ。だから、要配慮者たちだけに構ってられないというようなこともあるので、そこをうまく交通整理をして、そういう配慮者の集まる場所があれば、それなりに搬送していきたいというふうに考えています。 以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>今、座長からいろいろご発言がありましたけども、やっぱり私が思うには、今、震災救護所でこの搬送の訓練というのを具体的にやられたという馬橋小の経験について、さっきご紹介があったわけですが、震災救護所でそういう搬送の訓練をとにかく何回もやるということで、そういう中で、もっと具体的な課題あるいは解決策が見えてくるんじゃないかなというふうに思うので、それぞれの震災救護所で、ことし10月、11月ぐらいに搬送訓練をやりながら、やっぱりこの点は課題じゃないか、あるいはここはこうすればいいんじゃないかというところを、実際に訓練の中から問題点を出して、そして、それをまた、いろいろ、こういう機会も通して、区のほうに上げていく必要があるのかなというふうに思います。</p>
<p>委員</p>	<p>お話を聞いていて幾つかあるのですけれども。まず、僕は物資配給をやっているのですけれども、天沼小の場合は、地下なんです、倉庫が。そうすると、1階まで持ち上げなくちゃいけないという。エレベーターが稼働しているときはいいのですけども、そうでないときは、実際に訓練やりましたけど、お年寄りだとしても1階まで運び出せないという。ここで、やっぱりレスキュー、中学校の子が来てくれて、上げてくれた。とても助かるのですけれども、じゃあ、実際に中学生がどこまで来てくれるのかというので。ですから、中学生がどこまで来てもらえるかという問題。</p> <p>先ほどもちょっと話がありましたけど、時間帯によっては、やっぱり法人、企業とどう連携していくか。実は、僕、荻窪法人会に入っていて、前々からそういう、区と連携しないといけないのじゃないかという話をしているのですけれども、一向に進まないですね。僕、実は立場的には副会長なので多少の意見は言えるのですけれども、それでも、今までこの話が具体的に変わったことがない。</p> <p>もう一つは、実際に天沼小学校の震災救護所でも、訓練の中でリヤカーを使って病院まで行ったことがあるのですけど、実は道路の状況が全く想定できていない。場合によっては、リヤカーもだめだし、車椅子もだめかもしれない。そういうときに、じゃあ、担架で運ぶと。そうすると、50キロ、60キロの人を、例えば1キロ先の病院までどうやって運ぶのだろうと。何人必要なのだろうか。そういう問題が恐らく出てきていると思います。</p> <p>それと、これはもう全然——これもしつこいように僕は前から言っているのですけど、SNSの使い方、タブレットの使い方は、どこにも、区からなかなか出てこない。これは浦安だったと思うのですけど、浦安の小学</p>

	<p>校はもう、タブレットを使って震災訓練をしていますよね、実際に。それが日経に大きく取り上げられて、どれだけ効率がいいかということ。これ、Wi-Fiが切れない限り、震災救援所ごとにSNSを立ち上げて、その状況を外に知らせる、外の状況を内に入れる。そういうやりとりを何回言ってきたても、誰にも取り上げていただけていないのですけれども、そこはもう、ぜひ。</p> <p>実は、僕、町会で単独に、6月にフェイスブックを立ち上げてまして、防災訓練のためだけの。そこでとりあえず流しているだけなのですけれども、防災訓練を、そこでこういうことをやっていますということを流しながらやっていたのですけど。これは、SNS、Wi-Fiが切れなければ、非常に効率的だろうと。それをお医者さんとやりとりしていれば、その場でトリアージができますよね、その瞬間に。ぜひ、そこを検討していただきたいなと思います。</p>
座長	<p>今いろいろとご意見を伺ったのですが、いかがですか。まず、その最後のSNSの関係とかいうのはどうでしょうか。</p> <p>たしか区役所も、東日本大震災の後に、ツイッターをやるとかいう話をしていたような記憶もあるんだけど。</p>
委員	<p>単独ですよ。震災救援所単独だと、なかなか、つながりの問題が出てくる。助けには行けないです。</p>
委員	<p>うちも訓練のときに使ってみたのですけれども、やはり安否確認に行くときにグループをつくって行くわけなのですけれども、そのときに、搬送が必要だというときに、連絡係とかそういう人もつくってやったんですが、たまたまSNSを使ったときには、やっぱり情報が速いんですね、本部に来るのが。やっぱりこれは必要な、効率的でいいなと思ったのですが。</p> <p>同時に、本部の庶務・情報部の事務対策というんですか、整理ですね。それがやっぱりきちんとされていないということが反省に出たのですけども、その辺がこれからはすごく、本部というか、庶務・情報部がきちんと運営できないと一番困るかなという印象を持ちました。</p> <p>それから、やっぱりうちのほうは企業が周りにないので、避難してきた人の中でボランティアを募って、それで、その方たちを集めて実際にはやるのかなというふうに考えておりますので、そういう意味では、民生委員さんが持っている今の登録台帳の整理ですよ、あれがきちんとされていないと、ちょっと難しいかなと思うのですが。各震災救援所の温度差があって、そういうことがやれているところと、全くないところがありますので、その辺を、行政の方々のように把握されているかなということもありますけれども、その辺。</p>
座長	<p>なるほど。ありがとうございます。いろいろと実地に即したいろんなご意見を。天沼小というのは、私の知る限り、杉並区内の震災救援所で一番新しいのですよね、たしか。一番新しい震災救援所ですよ、天沼小は。</p>
委員	<p>比較的新しいです。</p>

座長	そうですね、学校としても新しい。地下にあるのですか、備蓄品倉庫は。
委員	そうですね。はい。
座長	ああ。それは、私は初めてだな。
委員	2基、エレベーターがあるので。
座長	それは、電気がとまってもエレベーターは動くのですか。
委員	多少稼働します。
座長	ああ。備蓄品は地下だけでも、当然、震災救援所の組織本部というか、それは、どこか教室なりを使うわけですよね。
委員	1階。はい。
座長	そして、さっきの委員のお話だと、フェイスブックに町会独自のページを…
委員	そこはまだまだ、理解されていない。
座長	ああ、そうですね。なかなか、情報のリテラシーというか、格差がありますので、いろんな、コンピューターにしても、アクセスが比較的簡単にできる人と、そうじゃない人も、さっきの委員の話では、庶務情報班の役割というのが非常に重要なものだけでも、それを担っていける人材というか、それをどうするのかというような話もありましたから。
委員	一番簡単な方法として、今は町会だけですけども、80歳以上の方の名簿というのをつくっていきまして、各班でつくっているわけです。だから、その班は、10軒ないし20軒ぐらいですから、その中に何名お年寄りがいるかということが当然わかるわけです。そうすると、震災救援所の場合は、簡単にあげられませんから、どこに誰がいるかわかりませんが、町会の中でそういうものを持っていて、それを班ごとに理解しておいてもらう。まず、先にそこに行ってもらおう。まず、自助の次の共助として、その名簿をもとにお年寄りのところに行ってもらおうというのを原則、それが一番近くて易しいやり方かなと思っています、今は。
座長	それから、さっきお話しされていましたがけれども、比較的衛生病院なんか近いですよね。そこに搬送するのも非常に大変ですかね。
委員	はい。大変だったようです。

座長	ああ。天沼小から近いのですけども、それでも……
委員	そうですね。かなり大変だったという話は。
座長	そうですか。
委員	実際——そのときはそうでもないのでしょうか。実際、震災になったときのことを想定すると、相当大変じゃないかという話でした。
座長	それでちょっと、きょうの資料に、皆さんのところに行っているのではないかと思います。「災害時医療救護体制が変わりました。」という、こういうチラシが。ちょっとこのチラシについて説明してもらえますかね。
事務局	はい。じゃあ、このチラシをご説明させていただきます。 これ、実は昨年度から新しく敷かれた体制になるのですが、従来ですと、区内に設置されます震災救援所の一部の救援所が、医療救護所という指定を受けまして、医薬品等についてもあわせて備蓄を行っていたというのが従来のやり方でした。そこが、3.11があった折に、基本的には東北の自治体でも同じような形をとっていたのですけれども、やはりけがをされた方は病院に行くというふうに、皆さん、人の動きがあったものですから、杉並区においても昨年度から区内の病院と提携を行いまして、発災後72時間までは各病院が緊急医療救護所として、こちらの記載の、今九つの病院が書かれているんですけれども、こちらの病院に加えて、今2カ所ふえまして、佼成病院が和田に新しくできましたので、こちらと、それからあと、浜田山にありました病院が一つ加わって、11カ所でこの緊急救護所というのが開設をされるという形になります。こちらのほうでは、その病院の敷地を使って、各負傷された方の救護、手当てを行って、こちらのほうの皆さんの協力をいただく。その72時間以降につきましては、従来の形で、震災救援所の一部が医療救護所という位置づけをそのまま継承しまして、この表の1から今15校が該当していると思いますが、こちらのほうが医療救護所として、その機能をあわせ持つというような形をとるようになったものでございます。
座長	昨年度から。医療救護体制については、平成26年度からこういうふうに変わって、これは震災救援所の訓練の際もこれを念頭に置きながら訓練をされていると思いますけども、何かこの点ではありますか。
委員	ここには書いていないのですけど、荻窪病院にいられて治療なさった方を、そのまま、軽い方は、中央大学附属杉並高校のほうで引き受けるという話を聞いているんですけど。
座長	それは、わかりますか。
健康推進課	実は、荻窪病院と中央大学杉並高校、それから杉並区と三者で、災害時の協力協定という締結を26年度にさせていただいた。25年度の終わりぐら

	<p>いでしたかね、させていただいて、荻窪病院は、区内の、その当時は唯一の災害拠点病院、重傷者を診る病院ですけど、今は佼成病院が来ましたので、二つになります。そこに、当然、災害拠点病院ですので、多くの負傷された方が押し寄せてくるであろうということで、区のほうは荻窪病院の門前に緊急医療救護所というものを立ち上げまして、緊急医療救護所には医師会の医者、薬剤師会から薬剤師、柔道整復師会から柔道整復師、また、区のほうからは看護師を中心とした5名程度の職員が行って、緊急医療救護所というものを開設します。その緊急医療救護所では何をするかといいますと、トリアージをまず医師会の医師にさせていただきまして、重症者、中等症者については、治療が必要な人については病院のほうに受け入れを要請し、軽症者についてはその場で医師会の医師が治療することに計画上はなっていて、ただし、かなりの大勢の方がいらっしゃった場合、荻窪病院では物理的にそういったスペースがないということで、中央大学附属高校のほうの体育館であるとか、一部の施設をそれに開放させていただいて、治療が終わった方の待機、また、いっぱい押し寄せてきた場合に、治療待ちの方にお休みをいただくというようなことの場合の提供とともに、発災時間にもよりますが、例えば昼間で、生徒さんが無事で、学校も無事だったということになりましたら、生徒さんに搬送とか誘導とかのお手伝いをしていただくというような協定を締結しているところですので、中央大学附属高校の役割としてはその協定に基づいてお願いをしているところです。</p>
座長	<p>知らなかったのですが、どこか広報とかに掲載されたのですかね。</p>
健康推進課	<p>この緊急医療救護所を開設するというのは、26年度の8月1日号か11日号で、ちょっと忘れちゃったけど、第1面でこういうふうに医療体制が変わりますということで広報いたしました。</p> <p>あと、震災救護所のほうで、医療救護所を併設しているところの震災救護所のところには、私が10カ所ばかりお邪魔して直接説明したときに、班長さんが私でやりますというところであれば、班長さんにこのチラシを配っていただいて、こういうふうになりましたというご説明をしているところです。</p> <p>中央大学杉並高校のそういった協定については、今のところ、地域防災計画に載っているということで、同じような協定が、阿佐谷南にある清川病院と杉並学院との間でも同じ協定を締結しておりますので、馬橋の方は清川病院のほうも近いとは思いますが、清川病院のほうに来られた場合、同様な内容で、杉並学院さんにご協力をいただけるような形にはなっております。また、今後とも、周知にはチラシ等を活用してやってまいりたいと思っています。</p>
座長	<p>今、私は私立学校と連携して緊急医療の救護の面でそういった連携の体制ができているというのは初めて知りましたけれども、大変いいことだと思いますので、どんどん周辺の、もしそういった、都立の学校もありますし、ぜひ、そういう方向で進めていってもらえればと思います。</p>

委員	<p>ちょっとお聞きしたいのですが。うちも医療救護所になっております。それで、以前担当の医師の方が決まっておられたと思うのですが、また、その方なんですか、以前決まられて……</p>
健康推進課	<p>要するに、緊急医療救護所に行かれる医師ですね。</p>
委員	<p>そうそう。何か……</p>
健康推進課	<p>それは地域の医師会の、何班、何班という、医師会が分かれていますので、その地域の方の中のお医者さんで、名簿を私どもにいただいていますので、決まった方がそこに行かれるという形になります。</p>
委員	<p>前から救護所で、一度担当の先生と顔つなぎといたしましょうかね、救護所でこういうことをやっていますので、例えばお医者さんから見た注意点とか、そういうことも含めて、話をいただける、顔つなぎの会みたいなものがあつたらいいねと言われているのですけれども、そういう意味で、前の先生でよければ、ちょっとお願いしたいなと思っているのですが。</p>
健康推進課	<p>では、私のほうから、ちょっと医師会のほうに話をしまして、医師会のほうからちょっとコンタクトをとっていただけるような形でお話をしたいと思います。</p>
座長	<p>医療救護所として、15カ所、小・中学校がこのチラシにはありますが、それぞれの学校ごとに医師会のほうから派遣というか、担当のドクター、診療所のお医者さんが決まっているということですか。</p>
健康推進課	<p>すみません。要するに、平成24年度に東京都が地域防災計画を改定して、今までそういった小中学校に医療救護所をつくって、そこに医師会の医師が来て治療するという制度から、こういった災害拠点病院、災害拠点連携病院の近くに緊急医療救護所というものをつくって、そこでこれから医療救護をやるんだよというふうになりましたので、杉並区もそれにあわせて、この11カ所の病院の敷地内に緊急医療救護所を発災後3日間立ち上げて、そこで救護活動をする。で、3日間でもなおかつ落ちつかなくて、例えばまだクリニックを開設していないところ、負傷者がいっぱいいるようなところについては、この15カ所のうちの必要な医療救護所を立ち上げて、そこで医療救護を行っていこうという制度に変えておりますので、この15カ所が3日間たって全て立ち上がるということではないです。</p>
座長	<p>わかりました。はい、そういうことですね。</p> <p>皆さんのほうから、この搬送、きょうのテーマ、搬送ですけども、何人かの方からは、震災救護所のそれぞれの個別の人員あるいは地域の関係者だけで、もちろんそれでやれば問題ないわけですが、周辺の民間事業者や民間企業の手もかりられるのであれば、ぜひ、そういった連携も必要なんじゃないかというご意見や、あるいは今話題になっていますように、私立の学校であるとか、あるいは発災の時間帯にもよりますが、</p>

委員	<p>区立の中学校の生徒さんであるとか、そういった学校の生徒、あるいは企業との連携も、搬送ということを具体的に考えていく場合には重要なんじゃないかというふうなご意見が出されています。私もそのとおりだというふうに思いますので、今後訓練をする中で、少しでもそういった民間の方の参加ももし可能であれば、民間企業ですか、あるいは民間事業者、そういった人たちにも呼びかけた形で、ぜひ、訓練ができればいいなというふうに思いますけれども。</p> <p>はい。直接関係ないと思うのですが、私たち11月に今度訓練を行うのですが、その前に、9月1日に役員会がありまして、10月6日に総会を行うんですけど、役員会の席でちょっと検討してもらって、総会の席でHUG（避難所運営ゲーム）をやりたいと思うのですよ。すごく、HUGをやって、私も初めは、何、こんなのやるのと思ったのですが、だんだんだんだんはまってきまして、真剣にやって、いろんな方の意見が出て、救護所をどういうふうにしよう、どういうふうに仕切ろうとか、いろんな意見が出てくるので、もしやられていない方は、ぜひやっていただければ、実際に起きた場合の参考になると思いますので、お勧めしたいと思います。</p>
座長	<p>どうのことをやるのですか、具体的に、HUGは。</p>
委員	<p>体育館の中に、避難所が体育館になりますから、そこに、例えばたばこを吸う場所をどこに置こうとか、けがをなさった方はどこに置こうとか、それから、トイレをどこに置こうとか、女性と男性のトイレを離そうとか。それから、例えば小さい子供さんがいらっしゃる場所はどこに仕切りをつけておこうとか。いろんな形の方がいらっしゃるわけですね。それこそ、外人の方もいらっしゃるかもしれませんし。そういうのをカードによって、どういうふうにと、みんなで話し合っ。五、六人のグループを幾つかに分けてやるのですが、非常に私のはまりまして、ぜひ、うちの救護所でもやろうということで、今度提案しているのですが、区の方が説明するともっとわかりやすいと思いますので説明していただければ。</p>
防災課長	<p>HUGというのは、静岡県の方で考えた避難所運営ゲーム、その頭文字をとってHUGと言っているのですが、今言ったように、カードをめくりまして、子供連れ、1歳だとか3歳のお子さんを連れてお母さんが来ましたとか、そのときどういうふうに対応しますかということで、避難所運営をしている皆さんの中で、お子さんは確かにちっちゃな1歳児であれば、当然おっぱいを飲むときとか、おしめを取りかえるときはやっぱり声を出したりとかしますから、ほかの人たちと一緒に生活できないよねと。そうすると、小さな人たちだけの家族が集まる教室を用意しようとか、そうこうしているうちに、今度は高齢者の夫婦が来ましたよと。そのうち1人の方は足が不自由ですよとか、じゃあ、1階の教室をどこかあけるしかないよねと。2階というわけにいかないですよとということで、カードをめくって、何かこういう指示が出てきましたので、それに対して避難所の運営の方が、どうしようかと考えていくというのがHUGという訓練でございます。</p>

座長	ああ。それは、全部の震災訓練所で導入しているわけではないの。
防災課長	はい。今年度の重点課題ということで、震災救援所運営の訓練の中でやっていただきたいという話は、会長会の中でさせていただいております。
委員	避難されてきた方をどういうふうに整理するというか、そういうことになるのですよね。
座長	それと、さっき委員からも出た法人会。今、杉並区には二つですかね、三つですか。
委員	杉並と荻窪です。
座長	それじゃ、二つですよ。そういう法人会の構成員である企業の皆さんにも、例えばこの搬送という場面で、日中の発災であれば、もちろんご自分の企業のBCPも重要だと思いますけれども、地域社会を担う一員として協力してもらうように、そういう呼びかけを、今、委員のような、副会長だとおっしゃるので、区のほうでもっと、少し前向きに対応してもらえればいいんじゃないかなと思うんですけど、どうですかね。
防災課長	<p>すみません。私も4月に防災課長で来まして、今のその話は会長から言われて初めて聞いたようなところもありますので、ちょっと経緯も含めて、なぜ今までできなかったかも含めて、ちょっと検討させてください。前向きな感じで。</p> <p>あと、もう一つ、さっき委員が言っていた担架ですね、運ぶ場合の。4人で運びますけども、1kmもあると結構大変ですので、交代要員、2人最低限入れて、1人運ぶのに6人は必要になってくるというふうに思っていたきたいと思います。4人で1kmは持っていけないですからね。</p> <p>先ほどSNSというお話がありましたけれども、区として今GISというのを導入しまして、安否情報を震災救援所で入力して、こちら区役所の本部のほうに情報が瞬時に行くような形も今システムはできつつありますので、それを運用していくのにどうしようかと今年度考えています。</p>
座長	そのICTの活用というのは、この防災に限らず、いろいろな分野で課題になっているわけですよ。それで、一方、やはりこの間の年金情報流出じゃないけど、個人情報の厳正な管理というか、そういったことも必要、要求されているという、そういった状況もありますので、区のほうも積極的にそういったICTの活用ということは多分研究されていると思うんですけど。やっぱり、民間のほうが早いですよね、どっちかというとな。そういう独自の町会のフェイスブックのページを立ち上げるとかいうのは、やっぱり杉並の町会ならではなのかなというふうに思いますが、そういうこともうまく活用していければというふうに思いますけれども。
委員	搬送ということに限って言うと、要介護のひとり住まいの高齢者とか障害者の方、実際運ぶとなれば、非常に大変だと思うんですよ。ここに、

<p>事務局</p>	<p>資料2にありますように、訪問系の事業者、通所系の事業者に対して、区のほうから何か協力要請とかいうのをしているのでしょうかね。</p> <p>実際、私が民生委員として担当する地域で、この人は搬送するのは難しいなど。もちろんヘルパーさんはずっと介護している部分も、重度の訪問介護を受けていますので。ただ、いないときとか、ひとりのときももちろんあるわけですよね。そういったときに、支援会議なんかもあるのです、その方の、障害者の方の避難会議があるのですけども、そこでも一度聞いてみたんです。もし発災したとき、どうするのでしょうかと。ひとりであるときに、どうしようかといったときに、私がいれば行きますよと言うけども、通所系とか訪問系の事業者に対して、何か災害時の協力要請というのをお願いしているのでしょうかね。ちょっと聞きたいので。</p> <p>実は、これ、昨日の部会でもその議論があったのですがけれども、区のほうとしまして、大きな計画の中で、いわゆる福祉救済所には当たらないまでも、いわゆる、今、委員がおっしゃったような小さな事業所で、例えば少人数の面倒を見られないかとか、そういったことにどこまで対応できるかというのをあわせて考えていきたいと思いますので、ある程度結果が出次第、その辺についてはまたご報告させていただければと思います。</p>
<p>座長</p>	<p>参考に申し上げますけど、私の勤務しております浴風会は、通所系の事業者でもあり、また訪問系の事業もやっております、浴風会を利用されている方については、それぞれの事業所なり、担当の職員が安否を確認する、利用者の安否を確認する、と。必要に応じてですけども、搬送というようなことがあれば、当然協力すると。浴風会として、職員はかなりおりますので、そういった中で、うまく融通して、協力するというようなことを今考えています。</p>
<p>委員</p>	<p>安否確認は、いろんなところ、今、民間の事業所、浴風会でもやっていると言いましたけれども、介護を受けているところとか福祉サービスを受けているところはその事業所がやるということについては前から確認されていて、ただ、その情報をどこが集約してみんなに伝えるかということで、きのう区のほうで、連絡役というか、バックアップしますという形で、民間事業所のほうとか介護訪問何とか事業所とか、そういう、訪問してサービスをするところとか、あるいは通所的なところも含めて、区のほうへ情報を集約しようということになっているので、救済所のほうからも行く、ふだんサービスを受けている人は、そのサービスを受けているところの事業所が安否確認をやる、二つ受けているところは二つの事業所から安否確認が行くかもしれないので、三つ、四つというふうになる可能性はあるけれども、それをとにかくまとめるのが、区のほうでまとめていくと。で、それを救済所のパソコンのGISシステムというのに落とし込んでいく、流していくということで、救済所に行けば、この人は、一応安否が、無事なのか、あるいはどこかへ行っちゃったのか、あるいは救済所に行くとか、そういうような情報が得られるようになってきている……</p>

座長	<p>ああ、そうなのですか。</p>
委員	<p>ええ。救援所のほうで——ここに来ている人たちの救援所はかなり進んでいる救援所ですよ。先ほど誰かが言いましたけど、救援所の運営がまだうまく成り立たないところもあるんじゃないかなというふうに私なんかは思うのですよね。</p> <p>ですから、まず、救援所、安否確認とか搬送の前に、まず救援所そのものをしっかりと立ち上げてもらわないと、有能な人が救援部に行っちゃって、救援所の運営が成り立っていないのに、救援だけが先に行っちゃうと、逆に、そこに運び込まれた障害者とか老人の人が迷惑がられて、嫌な思いをすることもあり得ると。ですから、進んでいるところの救援所の人たちは、救援所の立ち上げをまだやっとなんかできているぐらいの人たちに、何というの、教えてもらいたいとか、こういうふうにするばうまくいくよというのを教えてもらいたい。</p> <p>そして、まず、救援所がしっかり確立してから、搬送なんかについては、救援所のほうで受入態勢ができてから搬送というのをやったほうがいいかなと。どうせ、3日間については、障害者も自分でとにかく頑張りましょうと。まあ、家がぶっ潰れちゃったらしょうがないですけども、ぶっ潰れない限りは、ほとんどの人が、多少家が破損しても、家にいると思うのですよね。それで、3日間は水や食料を自分で用意しましょうというふうに言っているから。その3日間ぐらいの間に安否確認と、救援、搬送が必要な人は搬送してもらおうと。</p> <p>ただし、搬送といっても、例えば、まず震災救援所に行ってだめだとなったら二次救援所に行って、二次救援所までは震災救援所の人やりますけど、二次救援所から、じゃあ、だめだからって福祉救援所に行くときには、搬送する体制がないですよ。二次救援所は、さっき言ったように人がいないのですよ。区の職員が数名いるだけで。そうすると、二次救援所に行った人が、ここじゃだめだといったときに、じゃあ、誰が搬送するのか。ここにもやっぱり二次救援所の問題が私はあると思う。だから、二次救援所はむしろないほうがいい、わかりやすいのかなというふうに思っているのですけども。</p> <p>そこら辺の搬送の問題で言うと、震災救援所の人には頑張ってくれると思うし、例えばそこに中学生とか高校生も、家族と一緒に避難してくるから、そこに来た中学生、高校生をつかまえて、手伝ってと言えば、多分中学生、高校生は喜んでやってくれると思うので、そこはある程度搬送の体制はできると思うのですけれども。やっぱりまず救援所がしっかりしないとだめかなというふうに思います。それから、安否確認、搬送をやっていく。二次救援所の先どうするのかは、これから区のほうで検討してもらいたいと思います。</p>
座長	<p>ぜひ、今、委員が言われたことは、早急に、ひとつ検討してもらいたいと思いますけれども。67カ所ですか、震災救援所。</p>
防災課長	<p>65です。</p>

座長	<p>65。65カ所の震災救援所で、確かに力量の差というか、いろいろ、組織力というか、行動力というか、どういう、レベルのかなり違いがあるだろうというのは、今、委員のご意見の中でもそういう趣旨の発言がありましたので、容易にわかるのですが。区としては、やっぱりある一定のレベルにそれぞれ活動できるような、それを目指してきたので、私はある一定のレベルまではみんな、65カ所、それなりに活動ができるのではないかなというふうに思っているのですが、その辺はどうなのですか。やっぱり立ち上がっていないところもあるのですか、実際。</p>
防災課長	<p>はい。今、避難所運営のマニュアルというのを、今年度新しく標準マニュアルをつくり直しまして、5月の会長会にお示ししまして、今あるマニュアルを、再度精度を高めていただきたいということと、または、全くつくっていないところもありますので、そこについては新しくつくってくださいという形をお願いしてまして、各防災課の職員が65カ所を割り振って、震災救援所運営連絡会の総会とか何かお手伝いさせていただいて、支援している状況ですけれども。</p> <p>ただ、やはり区内65カ所ありますので、地域差がございます。やはり先ほど委員も言ったように、上井草地区と、または木密地区のある高円寺、阿佐谷と、またちょっと違うのかなというのがありますので、その地域に合わせた、そういった避難所の運営があると思います。ただ、一定レベルの訓練を通して、避難所を運営できるような形を、区としては支援しているという形でございます。</p>
座長	<p>確かに区内の地域によっていろいろ差はあるのですが、住んでいる区民は、やっぱり一人一人、杉並区民なので、杉並区民として、生命、財産、それが尊重されなければいけない。平等にね。そういう意味で、震災救援所の立ち上げから、そういった訓練の体制から、組織の体制から、なかなか、おくらしているというか、今、大変進んでいるところから見ると、まだまだというところは、ぜひ、臆せず、区のほうでバックアップして、そういう、少しでもレベルアップにつながるようにやってほしいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
委員	<p>これは、この前聞いたのですが、何だっけ、個別避難支援プラン。これは各救援所のキャビネットに保管されているわけですよ。我々民生委員も持っているのですが——あ、民生委員って、全員が持っているわけじゃなくて、担当地域のね。この前の四宮小学校の会議で、職員に見せてもらったのですが、キャビネットに入れたものが、地図なんかも入れてくれているようになったと今回聞きましたので、きょう我々も1回、実物を紹介してほしい、見せてほしいという。</p>
事務局	<p>じゃあ、ちょっとご説明させていただきます。</p> <p>個別避難支援プランの用紙そのものはキャビネットには入っておりませんので……台帳。いわゆるネットワークに登録をしてくださっている方々の個人情報がかかれていて、これが今まで収納されておりました。実は、安否確認を行う際には、区のほうでひな形をお示ししていたのですけ</p>

	<p>れども、実際その台帳のほうから個人情報専用の用紙に写し取って、実際行っていただくというやり方を今までとっていたのですが、写し取るのも同じ個人情報であるということで、じゃあ、その様式に実際もう、既に印字したものをあわせて収納すれば、それを持って、いざというときに行けるのではないかと。写す手間も省けますので、昨年度来取り組みを進めていまして、まことに見づらくて申しわけないのですが、これが実はその用紙なのですけれども、こちらのほうに基本の個人情報が、どこの誰、状態はどうであるというようなことと、実際行って、お邪魔して聞き取ってくるということを1枚の紙にしたものを、こちらのほうを台帳とあわせて今キャビネットに収納しているというのがまず1点。</p> <p>こちらのほうと、あと、実はこれがその拡大した地図なのですが、杉並区、先ほど防災課長がご説明しましたGISという、いわゆる地理情報システムというのを稼働させていますので、こちらのほうでこの住所を登録したもの、印が打たれるのですね、そうしますと、この印が打たれたもの、これを持っていけば、多少地理に不案内な人でも、ここまで行けば、どこに誰が住んでいるというのがわかりますので、これとこれをセットで行くと、ボランティアの方、例えば避難者の方でお手伝いをいただける方についても、安否確認の手助けになるんじゃないかと、そういった二つの新しい資料を今、ことしの6月から、あわせて台帳と一緒に各救援所に収納しているというものでございます。</p>
座長	<p>今あるわけですね。そのキャビネットの中にそれが入っているということですね。</p>
事務局	<p>はい。今、あります。あわせて収納しております。</p>
委員	<p>でも、それ、拝見させていただいたのだけど、まず、字が小さい。うん。だから、例えば夕方に見る場合もあるから、もうちょっと字を大きくして、例えば後ろは白紙になっていますので、後ろも使うようにして、もうちょっと大きい字にしたらどうかということ。あれ、番号を打っていきますよね、どんどん。だから、番号で処理しなきゃいけないのしょうけど、あの番号、8桁の番号、ずっと、こう重ねちゃっている場合もあるので、何か見づらいよねという話が出ていました。</p>
事務局	<p>どうもありがとうございます。ご意見ありがとうございます。実は、これ、初めて行った取り組みでして、6月から各救援所に収納しております。今、会長がおっしゃられたように、実際の運用に当たって、ここはこういうふうにしたほうがいいのかというのをどんどんお寄せいただければ、こちらのほうでもそこは可能な限り対応していきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いしたいと思っております。</p>
委員	<p>それと、もう一つ、今度「優先」という項目が入りましたよね。私たちも、ABCランクづけで分けてあるのですけれども、これは多分優先じゃないだろうと思われるようなものも優先になっていたりしていて、それは、震災救援所で分けしたものを優先して構わないんでしょうかね。</p>

事務局	はい。そこは救援所のご判断、お考えに基づいて、取り組みを進めていただいています。
委員	わかりました。それと、もう一つ、例えば登録しますね。登録した方が途中で施設なんかに入所しますよね。そうすると、家族の方が、籍は残しておいてくれと、そういう要望があるのですけれども。これ、実際にそれを持って安否確認に行くわけですから、いない人も行かなきゃいけないわけですから、無駄なことですよ。それは、登録するときは随時登録できるわけですから、入所した場合は、速やかに一旦取り消すというようなことを、窓口でおっしゃっていただけないかなという意見が出ましたので。
座長	はい。ありがとうございます。 大分時間もたってきましたので、何かこの際だからということがありましたら。
委員	私たち、非常に火災の危険度の高いところなので、高円寺って。そうしますと、震災救援所を、発災して立ち上げるのですけれども、まず4町会で今運営しているのですけれども、まず火災の危険度が高いということで、すぐに救援所に行くんじゃなくて、各町会で自分たちの隣近所を確認して、町会ごとに確認して、それから震災救援所に行って立ち上げるということですので、すぐは立ち上げることはしませんというふうに今考えているのですけれども、それも震災救援所のやり方でよろしいでしょうか。
防災課長	結構でございます。
座長	いろいろ、搬送ということを中心にいろんなご意見をいただきましたので、本日出されたご意見あるいはご提案など、区のほうでもぜひ真摯に受けとめて、検討していただければというふうに思います。 この秋、10月、11月ごろに、それぞれ震災救援所で、いろんな訓練、この搬送も含めた訓練が行われるのではないかと思いますので、次回は12月ごろというような予定なのですかね、もう一回、今年度、第一部会の開催を予定しておりますので、そのときには、ぜひ皆さんの震災救援所での実地の訓練、あるいは民生委員の方に民生委員の立場でいろいろかかわったときの経験や、それぞれのお立場でこの秋にいろいろ考えられたことを、また次回ご意見として伺えればよいというふうに思いますので、よろしくお願いします。 では、事務局のほうから何か連絡があれば。
事務局	はい。特にはございません。
座長	はい。 そうしましたら、きょうの災害時要配慮者対策連絡協議会第一部会は、一応、ちょっと予定よりも早いのですけれども、これにて散会したいと思います。 どうもありがとうございました。